

コイヘルペスウイルス病防疫指針

平成 25 年 4 月 12 日付け 25 消安第 9 8 号
一部改正 平成 28 年 7 月 27 日付け 28 消安第 1944 号

第 1 目的

コイヘルペスウイルス（KHV）病（以下「本病」という。）は、持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく特定疾病であり、平成 15 年に我が国で初めて発生が確認されて以降、コイの移動制限、殺処分等のまん延防止措置が講じられてきたところである。

平成 22 年度に、全国のコイの漁獲が多い主要な河川、湖沼を対象に、本病の浸潤状況を調査したところ、過去に発生があった河川、湖沼では、現在でも浸潤していることが確認された。これらの河川、湖沼では、現在多くのコイが KHV 抗体を有していることから、本病の発症や本病による死亡が抑制されていると考えられている。

一方、河川、湖沼水から隔離され、依然として清浄度が高い閉鎖的なコイ養殖場や清浄な河川、湖沼に、KHV が侵入した場合には、当該水域内のコイが大量死を起こすおそれがある。

特定疾病等の対策については、水産防疫の基本的考え方を示す水産防疫対策要綱（平成 28 年 7 月 1 日付け 28 消安第 1412 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「要綱」という。）において既に通知しているところであるが、上記の状況を踏まえ、本病の発生やまん延を適切に防止し、安定的なコイ養殖生産の確保を図るため、本病に関する具体的な防疫措置についての指針を示すこととした。

第 2 農林水産省及び都道府県の取組

農林水産省及び都道府県は、次に掲げる体制の下で、本病の発生予防、まん延防止等の防疫対策を的確かつ円滑に推進するものとする。

1 農林水産省

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室（以下「安全室」という。）は、専門家、関係機関等を構成員とする防疫専門家会議を設置し、本病の発生予防、まん延防止等の防疫対策を技術的な観点から検討するものとする。また、全国の都道府県の各水域の養殖場数並びに各水域の河川及び湖沼に係る情報を取りまとめ、各都道府県に提供するものとする。

2 都道府県

都道府県は、本病の発生予防及びまん延防止を的確に実施するため、都道府県における本病の発生状況、養殖業の実態等の疫学的状況からみて、第 3 から第 6 までの防疫対策について防疫上更なる措置が必要かどうかについて検討した上で、都道府県コイヘルペスウイルス病防疫対策指針を定め、防疫措置を講じるものとする。また、本病の防疫対策の実施についての協議及び情報共有を図るため、都道府県担当部局、管内の養殖業者、水

産試験・研究機関等の関係者を構成員とする都道府県コイヘルペスウイルス病対策協議会を設置するとともに、全国各ブロックに設定されている魚類防疫協議会等において、防疫対策に係る情報の共有に努める。

第3 既発生水域、未報告水域及び陰性確認水域の設定

1 水域区分の趣旨

本病の防疫対策に当たっては、水域により本病の浸潤状況に著しい差異がみられることに鑑み、水域の状況に応じた措置を適切に講ずることが重要である。このため、本病の浸潤状況に応じて水域を区分し、これにより適切な防疫措置をとるものである。

2 水域区分

都道府県は、浸潤状況を考慮した上で、コイ養殖に関係する河川、湖沼、養殖場を以下の三水域に区分する。水域区分の設定に当たっては、3に留意するものとする。

(1) 既発生水域

本病の発生（要綱「Ⅱ 病性鑑定指針」に基づく病性鑑定により陽性と判定された場合をいう。）が確認された水域。ただし、(2)の未報告水域及び(3)の陰性確認水域は除く。

(2) 未報告水域

本病の発生の報告がない水域又は本病の発生確認後に第6の2(3)④により清浄化が確認された水域。ただし、(3)の陰性確認水域は除く。

(3) 陰性確認水域

本病の発生の報告がない清浄水使用養殖場（3(3)②の養殖場をいう。以下同じ。）であって、毎年2回以上、養殖場内に飼育しているコイ（30尾以上）について、PCR検査（本病の発症可能水温（18℃から25℃までの水温帯をいう。以下同じ。）で飼育されているものについてサンプリングされ、1検体5尾以内で検査されるもの。以下同じ。）で陰性が確認されている水域又は本病の発生確認後に第6の2(3)⑤により清浄化が確認された水域。

3 水域の区分の設定に当たっての留意点

河川、湖沼、養殖場について、以下の考え方の下、水域区分の設定を行うものとする。

(1) 河川

河川の本流とそれに合流・分流する支流により構成される水域（以下「水系」という。）を一の水域とする。ただし、同一水系であっても急流、滝、堰等の障壁によって上下流で生息しているコイと交流がない場合で、本病の浸潤状況が異なると都道府県が判断するときは、別の水域として扱うことができる。

(2) 湖沼

- ① 河川の流出入がない湖沼は、単独の水域とする。
- ② 河川の流出入がある湖沼は、当該河川と同一の水域とする。ただし、河川との流出入部に、急流、滝、堰等の障壁があり、当該河川に生息しているコイと交流がない場合で、本病の浸潤状況が異なると都道府県が判断するときは、別の水域として扱うことができる。

(3) 養殖場

- ① 河川、湖沼の中にあるか又はそれらの水を直接利用している養殖場は、当該河川、湖沼と同一の水域とする。
- ② 飼育水として水道水、地下水、湧水を使用している場合、又は次のア若しくはイに示す場合の養殖場は、単独の水域とする。
 - ア 要綱「Ⅱ 病性鑑定指針」に示された方法に従い取水を消毒して使用する場合
 - イ 河川、湖沼からの取水を、コイのいない環境下で3日間以上貯留し、使用する場合

4 水域区分の設定及び通知

都道府県は、管内の養殖場でコイ養殖業を営む者（以下「養殖業者」という。）に当該養殖場の水域区分について文書又は告示により通知するとともに、各水域に属する養殖場数及び水系名又は湖沼名について、安全室に報告するものとする。

5 水域区分の変更及び通知

都道府県は、本病の発生の有無及びPCR検査結果に関する最新情報を踏まえ、水域区分の変更を行う必要が生じた場合には、速やかに水域区分を変更する。なお、本病の発生を確認した場合であっても、第6の2(3)の清浄化の確認が適切に行われると認められる場合には、水域区分を変更しないことができるものとする。

また、水域区分を変更した場合は、当該養殖業者に文書又は告示により通知するとともに、その内容について安全室に報告する。

第4 既発生水域における移動制限措置

1 既発生水域における移動制限命令

都道府県は、既発生水域の養殖場に対し、2の移動制限の内容に基づき法第8条第1項第1号又は第3号の規定により移動制限・禁止の命令をすることが望ましい。

なお、当該命令を行わない場合には、当該都道府県において、移動制限を確実に担保することが可能な措置を講ずるものとする。

2 移動制限の内容

既発生水域からは、(1)又は(2)に掲げる場合を除き、コイを移動させてはならない。

- (1) 養殖場で飼育されているコイに本病の臨床症状が確認されない場合であって、以下に該当する活魚を事前に3の手続を行った上で移動する場合。

- ① 食用に供するために養殖することを目的とした既発生水域の養殖場への移動
- ② 施設内で食用に加工処理するためのア又はイに該当する加工場、宿泊施設、飲食店又は小売店（以下「加工場等」という。）への出荷
ア 当該施設の所在する市町村名又は地名により、明らかに当該施設からの排水先が既発生水域であると判断できる場合
イ 当該施設からの排水先が、既発生水域の河川、湖沼又は下水道であり、本病のまん延のおそれがないと当該施設が所在する都道府県が確認した場合

(2) 移動前に移動元の養殖場においてエラを除去する場合

3 移動に当たっての手続

養殖業者は、以下の手続により、移動先へコイを移動することが可能であることを確認する。

(1) 養殖業者は、養殖場が所在する都道府県に当該養殖場からのコイの移動先について報告する。

(2) 移動先について養殖業者から報告を受けた都道府県は、当該移動が2(1)の①又は②に該当するか否かを確認した上で、コイの移動の可否について文書により養殖業者に通知する。

なお、移動先が他の都道府県内に所在する場合には、この確認は、報告を受けた都道府県から移動先が所在する都道府県に照会することによって行う。

第5 本病の発生の予防及びまん延防止のための指導

1 基本的な考え方

都道府県は、適切な発生予防・まん延防止のため、第3の4の通知を行う際に、養殖業者に対し、以下の(1)から(4)までのほか、2の水域ごとの指導を併せて行うものとする。

(1) 既発生水域の養殖場へのコイの導入は、食用に供するために養殖する目的で行う場合に限ること。

(2) 既発生水域の養殖場へは、本病の発症可能水温となる時期やその直前の時期にはコイを移動しないよう留意すること。

(3) コイの導入及び移動に当たっては、移動元から移動先への通知により、検査状況、健康状況、これまでの本病の発生歴について事前に確認すること。

(4) 移動日、移動量（サイズ、総重量）及び移動先又は移動元について記録し、3年間保存すること。

2 水域区分ごとの指導内容

(1) 既発生水域

可能な限り、清浄水使用養殖場に転換し、取水の清浄性を確保すると

ともに、通常時より低い密度での飼育や、都道府県の試験・研究機関の指導の下での昇温操作（食用コイの養殖時において、本病の耐性を獲得させるため、本病の発症可能水温を超えた水温に昇温した条件下で、短期間の飼育を反復する方法で行うものに限る。）といった本病発生抑止に有効な措置を講じるものとする。

また、コイの導入・移動については、以下のように取り扱うものとする。

- ① 他の養殖場からコイを導入する場合
 - ア 導入するコイは、飼育履歴（過去に飼育された養殖場、養殖期間をいう。）の異なるコイと混合して飼育しない。
 - イ 導入後も導入したコイ及び既存のコイの両方の健康状況について監視する。
- ② 他の養殖場へコイを移動する場合
 - ア 移動に使用する車については、漏水がなく気密性の高い活魚水槽を備えていることを確認する。
 - イ 輸送時は同一の養殖場のコイのみを活魚水槽に収容する。
 - ウ 輸送時に死亡したコイは焼却又は埋却する。
 - エ 車両及び活魚水槽を使用する前後に要綱「Ⅱ 病性鑑定指針」に示された方法に従い消毒する。
 - オ 移動に使用した水を移動元及び移動先の施設以外に排水する場合には、要綱「Ⅱ 病性鑑定指針」に示された方法に従い消毒する。
 - カ 各年の移動状況（移動日、移動先、移動量）についてとりまとめ、1月末日までに都道府県に提出する。

（2）未報告水域

可能な限り、清浄水使用養殖場に転換し、取水の清浄性を確保するものとする。

また、コイの導入・移動については、以下のように取り扱うものとする。

- ① 他の養殖場からコイを導入する場合
 - ア 事前に移動元の養殖場の所在する都道府県の文書又は告示により、移動元の水域区分を確認し、未報告水域、陰性確認水域の養殖場以外からコイを導入しない。
 - イ 飼育されているコイについて、PCR検査で陰性が確認されている養殖場にあつては、PCR検査で陰性が確認されている養殖場のコイを導入する。
- ② 他の養殖場へコイを移動する場合
 - ア 陰性確認水域の養殖場に移動されるコイは、事前に当該養殖場で同居飼育されているコイ（30尾以上）についてPCR検査を受け、陰性が確認されたものに限る。
 - イ 飼育中に異常なへい死がなく、かつ、行動緩慢、摂餌不良、鰓の退色やびらんなど、本病の徴候を示していないこと及び当該養殖場において本病の発生及び清浄化が繰り返されていないことを移動先に通知する。

(3) 陰性確認水域

他の養殖場からコイを導入する場合、事前に移動元の養殖場が所在する都道府県の文書又は告示により、移動元の水域区分を確認し、陰性確認水域の養殖場又は飼育されているコイ（30尾以上）についてPCR検査を行い、陰性が確認された未報告水域の養殖場以外からコイを導入しない。

第6 本病の発生が確認された場合又は本病の発生が疑われた場合の措置

1 基本的な考え方

法及び要綱に従って対処するものとする。

2 未報告水域及び陰性確認水域の養殖場における特別の措置

未報告水域及び陰性確認水域の養殖場については、1に加え、以下により対処するものとする。

(1) 未報告水域において本病の発生が疑われた場合の措置

未報告水域の河川、湖沼において、本病の症状を呈した個体の発見やKHV抗体陽性の個体の確認等、本病の疑いのある個体を確認した場合には、都道府県は以下の措置をとる。

- ① 直ちに本病の疑いのある個体の病性鑑定（抗原検査、抗体検査）を行うとともに、必要に応じて適正な規模の浸潤状況調査を行い、当該水域での本病の浸潤の有無を確認するとともに、その結果に基づき必要に応じて水域区分を変更する。
- ② 当該河川、湖沼の水を直接利用している養殖場にあつては、水域区分の見直しが行われるまでの間、コイの移動を第4の2（1）又は（2）に掲げる場合のみに制限する。

(2) 発生確認時の措置

殺処分を行わない場合、清浄化が確認されるまでの間は、第4の移動制限措置をとる。

(3) 清浄化の確認

以下の事項が確認された場合は、清浄化されたものとする。

- ① 未報告水域の河川若しくは湖沼の水を利用している養殖場又は清浄水使用養殖場であること。
- ② 本病にかかっている又はそのおそれのあるコイが全て養殖場から除かれていること。
- ③ ②の確認後、要綱「Ⅱ 病性鑑定指針」に示された方法に従い養殖場の消毒が行われていること。
- ④ 未報告水域の養殖場とするには、①から③までの確認後、未報告水域又は陰性確認水域の養殖場からコイを導入して1か月以上監視し、異常がないこと。
- ⑤ 陰性確認水域の養殖場とするには、清浄水使用養殖場であり、②及び③の確認後、概ね半年間隔で2回以上、飼育されているコイ（30尾以上）についてPCR検査を行い、陰性であること。

3 個人池等における防疫対策

個人池等で飼育されるコイについては、法第7条の2第1項の規定に基づき本病発生の届出があった場合には、1の基本的な考え方に従い必要なまん延防止措置を講じるものとする。

附則 本指針は、平成25年8月1日より適用する。

附則 本指針は、平成28年7月27日より適用する。